

## 新潟県特別栽培農産物認証要領の改正に係る新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="434 304 808 331">新潟県特別栽培農産物認証要領</p> <p data-bbox="757 400 1115 427">制定 平成 10 年 8 月 3 日</p> <p data-bbox="757 448 1115 475">最終改正 <u>令和 8 年 3 月 3 日</u></p> <p data-bbox="141 547 342 624">(目的) 第 1 ～第 18 (略)</p> <p data-bbox="152 740 208 767">附則</p> <p data-bbox="129 788 723 865">1 この要領は、<u>令和 8 年 3 月 3 日</u>から施行する。 2 ～ 3 (略)</p> <p data-bbox="125 981 349 1008">別記 1 ～ 4 (略)</p>	<p data-bbox="1442 304 1816 331">新潟県特別栽培農産物認証要領</p> <p data-bbox="1809 400 2114 427">制定 平成 10 年 8 月 3 日</p> <p data-bbox="1771 448 2114 475">最終改正 <u>令和 7 年 2 月 4 日</u></p> <p data-bbox="1158 547 1359 624">(目的) 第 1 ～第 18 (略)</p> <p data-bbox="1169 740 1225 767">附則</p> <p data-bbox="1146 788 1740 865">1 この要領は、<u>令和 7 年 2 月 4 日</u>から施行する。 2 ～ 3 (略)</p> <p data-bbox="1142 981 1366 1008">別記 1 ～ 4 (略)</p>

改正後

別記様式第1号

新潟県特別栽培農産物 認証申請書

令和 年 月 日

地域振興局農林水産(農業)振興部長 様

申請者氏名(団体名)  
(代表者氏名)  
住所(所在地)  
日中連絡可能な電話番号  
メールアドレス  
(FAX番号)

新潟県特別栽培農産物認証要綱第6第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。  
なお、同要綱第4(2)に規定する栽培方法等の情報開示に同意するとともに、認証を受けるに当たっては、同要綱及び新潟県特別栽培農産物認証要領並びに農薬取締法などの関係法令を遵守します。  
また、同要綱第4(5)に規定する暴力団又は暴力団員ではなく、また、これらの者と社会的に非難されるような関係はないことを誓約します。

記

1 申請に係る関係者

	氏名	住所	電話番号
栽培責任者			
確認責任者			
精米責任者注1)			
精米確認者注1)			

チェック	申請に係る関係者の要件
<input type="checkbox"/>	確認責任者は地域農業に精通し、技術的な指導が可能な者であり、かつ以下①又は②の要件を満たします。 ①栽培責任者と同一又は同一経営体内の者でない。 ②栽培責任者と同一団体の者であるが、組織内の責任分担が明確である。
<input type="checkbox"/>	精米確認者は米穀に関し一定の知見を有し、必要な指導が可能な者であり、かつ以下①又は②の要件を満たします。注1) ①精米責任者と同一の者でない。 ②精米責任者と同一経営体内の者であるが、精米責任者と精米確認者の役割分担が明確である。

2 申請する農産物等の概要

農産物名	構成生産者名注2)	構成生産者住所注2)	面積(a) (ほ場数)	出荷予定量(kg) 注3)	今回認証で使用するマークの規格・枚数(枚)注4)	申請時に現有するマークの規格・枚数(枚)
			( )	玄米 精米 他	大 中 小	大 中 小

- 注 1) 精米責任者及び精米確認者は、申請が精米を認証対象とする時のみ記入する。  
2) 構成生産者名及び構成生産者住所は、申請が団体の時のみ記入する。行が不足する場合は、適宜行を追加すること。  
3) 「出荷予定量」欄は、米においては「玄米」「精米」の別に記入する。  
4) 「今回認証で使用するマークの規格・枚数」欄は、申請時に現有する認証マークの規格・枚数にかかわらず、使用を希望する枚数を記載する。マークの使用予定がない場合は、0を記入すること。

添付書類	チェック	申請書類	対象者
	<input type="checkbox"/>	別紙1 確認責任者チェック表	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙2 精米確認者チェック表	精米を認証対象とする者
	<input type="checkbox"/>	別紙3 ほ場一覧	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙4 県認証栽培管理記録	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙4に記載した肥料等の化学合成由来の窒素の有無と量が確認できる書類	全員(記載した者)
	<input type="checkbox"/>	別紙5 出荷記録	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙6 とう精記録	精米を認証対象とする者

現行

別記様式第1号

新潟県特別栽培農産物 認証申請書

令和 年 月 日

地域振興局農林水産(農業)振興部長 様

申請者氏名(団体名)  
(代表者氏名)  
住所(所在地)  
日中連絡可能な電話番号  
メールアドレス  
(FAX番号)

新潟県特別栽培農産物認証要綱第6第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。  
なお、同要綱第4(2)に規定する栽培方法等の情報開示に同意するとともに、認証を受けるに当たっては、同要綱及び新潟県特別栽培農産物認証要領並びに農薬取締法などの関係法令を遵守します。  
また、同要綱第4(5)に規定する暴力団又は暴力団員ではなく、また、これらの者と社会的に非難されるような関係はないことを誓約します。

記

1 申請に係る関係者

	氏名	住所	電話番号
栽培責任者			
確認責任者			
精米責任者注1)			
精米確認者注1)			

チェック	申請に係る関係者の要件
<input type="checkbox"/>	確認責任者は地域農業に精通し、技術的な指導が可能な者であり、かつ以下①又は②の要件を満たします。 ①栽培責任者と同一又は同一経営体内の者でない。 ②栽培責任者と同一団体の者であるが、組織内の責任分担が明確である。
<input type="checkbox"/>	精米確認者は米穀に関し一定の知見を有し、必要な指導が可能な者であり、かつ以下①又は②の要件を満たします。注1) ①精米責任者と同一の者でない。 ②精米責任者と同一経営体内の者であるが、精米責任者と確認責任者の役割分担が明確である。

2 申請する農産物等の概要

農産物名	構成生産者名注2)	構成生産者住所注2)	面積(a) (ほ場数)	出荷予定量(kg) 注3)	今回認証で使用するマークの規格・枚数(枚)注4)	申請時に現有するマークの規格・枚数(枚)
			( )	玄米 精米 他	大 中 小	大 中 小

- 注 1) 精米責任者及び精米確認者は、申請が精米を認証対象とする時のみ記入する。  
2) 構成生産者名及び構成生産者住所は、申請が団体の時のみ記入する。行が不足する場合は、適宜行を追加すること。  
3) 「出荷予定量」欄は、米においては「玄米」「精米」の別に記入する。  
4) 「今回認証で使用するマークの規格・枚数」欄は、申請時に現有する認証マークの規格・枚数にかかわらず、使用を希望する枚数を記載する。マークの使用予定がない場合は、0を記入すること。

添付書類	チェック	申請書類	対象者
	<input type="checkbox"/>	別紙1 確認責任者チェック表	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙2 精米確認者チェック表	精米を認証対象とする者
	<input type="checkbox"/>	別紙3 ほ場一覧	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙4 県認証栽培管理記録	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙4に記載した肥料等の化学合成由来の窒素の有無と量が確認できる書類	全員(記載した者)
	<input type="checkbox"/>	別紙5 出荷記録	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙6 とう精記録	精米を認証対象とする者

改正後

現行

別記様式第2号

別記様式第2号

新潟県特別栽培農産物 精米認証(追加)申請書

新潟県特別栽培農産物 精米認証(追加)申請書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

地域振興局農林水産(農業)振興部長 様

地域振興局農林水産(農業)振興部長 様

申請者 氏名(団体名)  
(代表者氏名)  
住所(所在地)  
日中連絡可能な電話番号  
メールアドレス  
(FAX番号)

申請者 氏名(団体名)  
(代表者氏名)  
住所(所在地)  
日中連絡可能な電話番号  
メールアドレス  
(FAX番号)

新潟県特別栽培農産物認証要綱第6第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。  
なお、認証を受けるに当たっては、同要綱及び新潟県特別栽培農産物認証要領を遵守します。  
また、同要綱第4(5)に規定する暴力団又は暴力団員ではなく、また、これらの者と社会的に非難されるような関係はないことを誓約します。

新潟県特別栽培農産物認証要綱第6第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。  
なお、認証を受けるに当たっては、同要綱及び新潟県特別栽培農産物認証要領を遵守します。  
また、同要綱第4(5)に規定する暴力団又は暴力団員ではなく、また、これらの者と社会的に非難されるような関係はないことを誓約します。

記

記

1 申請に係る関係者

	氏名	住所	電話番号
精米責任者			
精米確認者			

1 申請に係る関係者

	氏名	住所	電話番号
精米責任者			
精米確認者			

チェック	申請に係る関係者の要件
<input type="checkbox"/>	精米確認者は米穀に関し一定の知見を有し、必要な指導が可能な者であり、かつ以下①又は②の要件を満たします。注1) ①精米責任者と同一の者でない。 ②精米責任者と同一経営体内の者であるが、精米責任者と精米確認者の役割分担が明確である。

チェック	申請に係る関係者の要件
<input type="checkbox"/>	精米確認者は米穀に関し一定の知見を有し、必要な指導が可能な者であり、かつ以下①又は②の要件を満たします。注1) ①精米責任者と同一の者でない。 ②精米責任者と同一経営体内の者であるが、精米責任者と確認責任者の役割分担が明確である。

2 申請する精米等の概要

玄米購入先名 注1)	玄米購入先住所	玄米 認証番号	玄米 購入予定量 (kg)	精米 販売予定量 (kg)	今回認証で使用 するマークの 規格・枚数 (枚)注2)	申請時に現有す るマークの 規格・枚数 (枚)
					大 中 小	—
					大 中 小	—
					大 中 小	—
合計	—	—			大 中 小	大 中 小

2 申請する精米等の概要

玄米購入先名 注1)	玄米購入先住所	玄米 認証番号	玄米 購入予定量 (kg)	精米 販売予定量 (kg)	今回認証で使用 するマークの 規格・枚数 (枚)注2)	申請時に現有す るマークの 規格・枚数 (枚)
					大 中 小	—
					大 中 小	—
					大 中 小	—
合計	—	—			大 中 小	大 中 小

注1) 玄米購入先ごとに小計を記入する。  
2) 「今回認証で使用するマークの規格・枚数」欄は、申請時に現有する認証マークの規格・枚数にかかわらず、使用を希望する枚数を記載する。マークの使用予定がない場合は、0を記入すること。

注1) 玄米購入先ごとに小計を記入する。  
2) 「今回認証で使用するマークの規格・枚数」欄は、申請時に現有する認証マークの規格・枚数にかかわらず、使用を希望する枚数を記載する。マークの使用予定がない場合は、0を記入すること。

添付書類	チェック	申請書類	対象者
	<input type="checkbox"/>	別紙2 精米確認者チェック表	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙5 出荷記録	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙6 とう精記録	全員

添付書類	チェック	申請書類	対象者
	<input type="checkbox"/>	別紙2 精米確認者チェック表	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙5 出荷記録	全員
	<input type="checkbox"/>	別紙6 とう精記録	全員

別記様式第3号～6号(略)

別記様式第3号～6号(略)

改正後

別紙1

確認責任者チェック表

確認責任者名: \_\_\_\_\_

生産者名		年 度
		令和 年
チェック項目	チェック欄 「○」又は「ー」	
1 計画作成時(栽培開始前)		
栽培計画 <sup>※</sup> が適切であることを確認したか ※栽培計画:使用する全ての肥料・資材・農薬が記載された計画(任意様式)		
要綱第4(3)の要件(チェック表下部に記載)を満たす計画となっているか		
化学肥料(化学合成由来の窒素成分を含むもの)使用量の算定根拠は明確か		
農薬は栽培する作物に適用があるか		
農薬の使用目的及び成分名は正しく記載されているか		
化学肥料(化学合成由来の窒素成分を含むもの)の使用量及び削減対象農薬の使用回数は特別栽培農産物使用基準以下か		
2 栽培開始後～申請前		
特別栽培農産物を生産するほ場に赴き、適切であることを確認したか		
ほ場には看板が設置されていたか		
一般栽培のほ場と明瞭に区別されているか		
確認責任者による栽培管理の調査が随時可能か		
栽培管理記録 <sup>※</sup> について、計画からの変更の有無を確認したか ※栽培管理記録:使用する全ての肥料・資材・農薬が記載された記録(任意様式)		
作業記録について、生産者の記帳等により確認したか		
肥料及び農薬の使用状況について、生産者の記帳・伝票等により確認したか		
化学肥料(化学合成由来の窒素成分を含むもの)の使用量及び削減対象農薬の使用回数は特別栽培農産物使用基準以下か		
変更があった場合、要綱第4(3)の要件を満たし、県認証栽培管理記録(別紙4)へ適切に反映されているか		
出荷計画は収穫予定量に応じて作成されているか		
認証農産物に表示する予定の表示票の記載内容は適切か		
認証マークは適切に管理されているか(現有マークがある場合)		
認証マークの必要見込み数は適切か		
3 収穫終了後速やかに		
栽培管理記録 <sup>※</sup> について、申請時からの変更の有無を確認したか ※栽培管理記録:使用する全ての肥料・資材・農薬が記載された記録(任意様式)		
化学肥料(化学合成由来の窒素成分を含むもの)の使用量及び削減対象農薬の使用回数は特別栽培農産物使用基準以下か		
変更があった場合、要綱第4(3)の要件を満たし、県認証栽培管理記録(別紙4)へ適切に反映し、適切に変更手続きを行うよう指導したか		
4 実績報告時		
栽培管理記録について、収穫終了後からの変更の有無を確認したか ※栽培管理記録:使用する全ての肥料・資材・農薬が記載された記録(任意様式)		
変更があった場合、要綱第4(3)の要件を満たし、県認証栽培管理記録(別紙4)へ適切に反映し、適切に手続きを行うよう指導したか		
出荷記録の内容について、生産者の記帳等により確認したか		
認証農産物に表示した表示票の記載内容は適切か		
認証マークは適切に管理されているか		

- 注 1) 団体で申請する場合は、このチェック表を生産者ごとに作成すること。ただし、生産者毎に必要な事項を記載した一覧表でも可とする。  
 2) チェック項目に従って確認し、是正が必要な場合は速やかに生産者等に対し改善指導を行うこと。  
 3) このチェック表の原本は、確認責任者が保管するものとし、写しを添付書類として県に提出する。  
 4) 申請時、実績報告時にそれぞれの段階まで確認したものを提出する。

【参考】要綱第4(3)の概要  
 生産された農産物が、次の要件を全て満たしていること。  
 ア 汚泥肥料及び汚泥肥料が混合された普通肥料(要領第31に定める基準を全て満たすものを除く。)を使用していないこと。  
 イ 遺伝子組換え農産物でないこと。  
 ウ 放射線が照射されていないこと。  
 エ～オ (略)

現行

別紙1

確認責任者チェック表

確認責任者名: \_\_\_\_\_

生産者名		年 度
		令和 年
チェック項目	チェック欄 「○」又は「ー」	
1 計画作成時(栽培開始前)		
栽培計画 <sup>※</sup> が適切であることを確認したか ※栽培計画:使用する全ての肥料・資材・農薬が記載された計画(任意様式)		
要綱第4(3)の要件(チェック表下部に記載)を満たす計画となっているか		
化学肥料(化学合成由来の窒素成分を含むもの)使用量の算定根拠は明確か		
農薬は栽培する作物に適用があるか		
農薬の使用目的及び成分名は正しく記載されているか		
化学肥料(化学合成由来の窒素成分を含むもの)の使用量及び削減対象農薬の使用回数は特別栽培農産物使用基準以下か		
2 栽培開始後～申請前		
特別栽培農産物を生産するほ場に赴き、適切であることを確認したか		
ほ場には看板が設置されていたか		
一般栽培のほ場と明瞭に区別されているか		
確認責任者による栽培管理の調査が随時可能か		
栽培管理記録 <sup>※</sup> について、計画からの変更の有無を確認したか ※栽培管理記録:使用する全ての肥料・資材・農薬が記載された記録(任意様式)		
作業記録について、生産者の記帳等により確認したか		
肥料及び農薬の使用状況について、生産者の記帳・伝票等により確認したか		
化学肥料(化学合成由来の窒素成分を含むもの)の使用量及び削減対象農薬の使用回数は特別栽培農産物使用基準以下か		
変更があった場合、要綱第4(3)の要件を満たし、県認証栽培管理記録(別紙4)へ適切に反映されているか		
出荷計画は収穫予定量に応じて作成されているか		
認証農産物に表示する予定の表示票の記載内容は適切か		
認証マークは適切に管理されているか(現有マークがある場合)		
認証マークの必要見込み数は適切か		
3 収穫終了後速やかに		
栽培管理記録 <sup>※</sup> について、申請時からの変更の有無を確認したか ※栽培管理記録:使用する全ての肥料・資材・農薬が記載された記録(任意様式)		
化学肥料(化学合成由来の窒素成分を含むもの)の使用量及び削減対象農薬の使用回数は特別栽培農産物使用基準以下か		
変更があった場合、要綱第4(3)の要件を満たし、県認証栽培管理記録(別紙4)へ適切に反映し、適切に変更手続きを行うよう指導したか		
4 実績報告時		
栽培管理記録について、収穫終了後からの変更の有無を確認したか ※栽培管理記録:使用する全ての肥料・資材・農薬が記載された記録(任意様式)		
変更があった場合、要綱第4(3)の要件を満たし、県認証栽培管理記録(別紙4)へ適切に反映し、適切に手続きを行うよう指導したか		
出荷記録の内容について、生産者の記帳等により確認したか		
認証農産物に表示した表示票の記載内容は適切か		
認証マークは適切に管理されているか		

- 注 1) 団体で申請する場合は、このチェック表を生産者ごとに作成すること。ただし、生産者毎に必要な事項を記載した一覧表でも可とする。  
 2) チェック項目に従って確認し、是正が必要な場合は速やかに生産者等に対し改善指導を行うこと。  
 3) このチェック表の原本は、確認責任者が保管するものとし、写しを添付書類として県に提出する。  
 4) 申請時、実績報告時にそれぞれの段階まで確認したものを提出する。

【参考】要綱第4(3)の概要  
 生産された農産物が、次の要件を全て満たしていること。  
 ア 汚泥肥料及び汚泥肥料並びにこれらの肥料が原料として配合された普通肥料(要領第31に定める基準を全て満たすものを除く。)を使用していないこと。  
 イ 遺伝子組換え農産物でないこと。  
 ウ 放射線が照射されていないこと。  
 エ～オ (略)

改正後

別紙2

精米確認者チェック表

精米確認者名:

精米責任者名	年 度
<input type="text"/>	令和 <input type="text"/> 年

チェック項目	チェック欄 「○」又は「-」
1 申請時	
とう精記録は認証米の収穫予定量又は出荷予定量に合っているか	<input type="text"/>
とう精施設は認証米とそれ以外の米について明確に区分した管理が可能か	<input type="text"/>
精米確認者による調査は随時可能か	<input type="text"/>
認証米に表示する予定の表示票の記載内容は適切か	<input type="text"/>
認証マークは適切に管理されているか(現有マークがある場合)	<input type="text"/>
認証マークの必要見込み数は適切か	<input type="text"/>
2 実績報告時	
とう精記録は出荷記録・生産者の記帳等と整合しているか	<input type="text"/>
とう精施設の管理は適正に行われていたか	<input type="text"/>
認証農産物に表示した表示票の記載内容は適切か	<input type="text"/>
認証マークは適切に管理されているか	<input type="text"/>

- 注 1) チェック項目に従って確認し、是正が必要な場合は速やかに精米責任者等に対し改善指導を行うこと。  
 2) このチェック表の原本は、**精米確認者**が保管するものとし、写しを添付書類として県に提出する。  
 3) 申請時、実績報告時にそれぞれの段階まで確認したものを提出する。

別紙3～7 (略)

現 行

別紙2

精米確認者チェック表

精米確認者名:

精米責任者名	年 度
<input type="text"/>	令和 <input type="text"/> 年

チェック項目	チェック欄 「○」又は「-」
1 申請時	
とう精記録は認証米の収穫予定量又は出荷予定量に合っているか	<input type="text"/>
とう精施設は認証米とそれ以外の米について明確に区分した管理が可能か	<input type="text"/>
精米確認者による調査は随時可能か	<input type="text"/>
認証米に表示する予定の表示票の記載内容は適切か	<input type="text"/>
認証マークは適切に管理されているか(現有マークがある場合)	<input type="text"/>
認証マークの必要見込み数は適切か	<input type="text"/>
2 実績報告時	
とう精記録は出荷記録・生産者の記帳等と整合しているか	<input type="text"/>
とう精施設の管理は適正に行われていたか	<input type="text"/>
認証農産物に表示した表示票の記載内容は適切か	<input type="text"/>
認証マークは適切に管理されているか	<input type="text"/>

- 注 1) チェック項目に従って確認し、是正が必要な場合は速やかに精米責任者等に対し改善指導を行うこと。  
 2) このチェック表の原本は、**確認責任者**が保管するものとし、写しを添付書類として県に提出する。  
 3) 申請時、実績報告時にそれぞれの段階まで確認したものを提出する。

別紙3～7 (略)